

令和7年度えひめの魅力再発見・PR動画コンテストの表彰式開催委託業務に係る企画提案募集要領

この要領は、令和7年度えひめの魅力再発見・PR動画コンテストの表彰式開催委託業務に係る企画提案募集に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、参加希望者は以下の事項を了知し、必要書類を提出するものとする。

1 目的

高校生の目線で、地域の魅力を発信するPR動画を作成することなどを通して、愛媛で暮らすことや、働くことの意義を再発見し、地域社会で主体的に活動できる人材の育成を目的として、動画コンテストの表彰式を実施する。

2 企画提案実施スケジュール

- (1) 企画提案書募集開始：令和7年10月1日（水）
- (2) 質問書提出期限：令和7年10月22日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 参加申込書提出期限：令和7年10月29日（水）午後5時まで（必着）
- (4) 企画提案書提出期限：令和7年11月5日（水）午後5時まで（必着）
- (5) 審査：令和7年11月上旬（決定次第、参加申込書提出者に連絡）
- (6) 審査結果の通知：令和7年11月下旬

3 業務の概要

- (1) 委託業務名称
令和7年度えひめの魅力再発見・PR動画コンテストの表彰式開催委託業務
- (2) 委託内容
別添「令和7年度えひめの魅力再発見・PR動画コンテストの表彰式開催委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和8年3月31日（火）までの間

4 委託見積上限金額

委託料 3,170千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格要件

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること（企画提案書の提出期限までに登録が予定されている者を含む。）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 当該事業に係る契約締結までの期間において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て及び会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (7) 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること。
- (8) 過去に、同種又は類似業務の実績を有すること。

6 企画提案募集への参加表明

参加希望者は、次の必要書類を令和7年10月29日（水）午後5時まで（必着）に、「11 問合せ先・提出先」で示した提出先へ提出するものとする。なお、郵送の場合は、提出期限必着のこと。

<提出書類>

- (1) 参加申込書（様式1） 1部（共同企業体は様式1-1を提出すること。）
- (2) 会社概要（様式2） 1部（共同企業体は代表者、全ての構成員について提出すること。）
- (3) 参加資格誓約書（様式3） 1部（共同企業体は様式3-1及び3-2を提出すること。）
- (4) 受託実績書（様式4） 1部

7 企画提案書の提出

(1) 作成方法等

- ア 提案内容：別添仕様書に記載している内容に加え、事業目的がより効果的に達成される内容を提案すること。
- イ 形 式：企画提案書（様式5）により作成し、左上を一箇所綴じること。また、表紙に提出年月日、会社名及び代表者名（正本のみ押印）を記載すること。
- ウ そ の 他：質問がある場合は、質問書（様式6）により10月22日（水）午後5時までに「11 問合せ先・提出先」宛てに電子メールで問い合わせること。送付後、電話により受信を確認すること。質問及び回答内容は企画提案募集に参加する全ての者に電子メール又で送付する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、電話や来訪による口頭での質問は受け付けない。

(2) 記載事項

- ア 提案の狙い及び提案の概要
- イ 提案内容を実現するための方法
- ウ 業務効果を高めるための追加提案
- エ 過去の同種又は類似業務の実績
- オ 業務運営体制
 - ・統括責任者（所属・職・氏名・実績等）
 - ・予定従事者（所属・職・氏名・実績等）
- カ 運営スケジュール
- キ 見積金額及び算定根拠

(3) 提出部数

企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

(4) 提出期限及び提出方法

提出期限 令和7年11月5日（水）午後5時まで（必着）

提出方法 「11 問合せ先・提出先」まで持参又は郵送すること。

8 最優秀提案者の選定審査

(1) 選定の手続き等

ア 企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の中から最優秀提案者を選定するため、令和 7 年度えひめの魅力再発見・PR動画コンテストの表彰式開催委託業務事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

ただし、応募多数の場合は、事前選定を実施する場合がある。

イ 審査会における審査は、企画提案書による書面審査とし、必要に応じてヒアリングを行う。

ウ 審査会における審査は、令和 7 年11月上旬に実施する。

エ 審査会は、非公開とする。

オ 審査会は、上記の審査により最優秀提案者を選定する。なお、審査結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。

(2) 選定の審査基準

別紙「令和 7 年度えひめの魅力再発見・PR動画コンテストの表彰式開催委託業務事業者選定審査会審査基準」のとおり。

(3) 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については通知しない。

9 契約の方法

(1) 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10分の 1）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 別添仕様書は、本件業務の最低水準を示したものとする。したがって、審査の結果、選定された提案者の企画提案内容によっては、協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

(3) 選定された提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出並びに書面審査等に要する経費は企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書については返却しない。

(3) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 7）を提出すること。

(4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合

イ 当該企画提案募集の関係者に対する不正な接触の事実が認められた場合

(5) 提出された書類は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づく情報公開の対象となる。

11 問合せ先・提出先

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課教育指導グループ

（愛媛県庁第一別館10階）

TEL 089-912-2953

E-mail koukoukyouik@pref.ehime.lg.jp